

第 1 9 回塩尻市地域公共交通会議  
兼  
第 1 回塩尻市地域公共交通協議会  
会 議 資 料

令和元年 6 月 2 7 日 (木)

塩尻市  
都市計画課

塩尻市地域公共交通会議兼塩尻市地域公共交通協議会 名簿

NO	区分	所属	役職	氏名
	主宰	塩尻市	会長	小口 利幸
1	一般乗合旅客自動車運送事業者	アルピコタクシー(株)松本支社	副支社長	柳沢 賢一
2	一般乗合旅客自動車運送事業者 (元)	アルピコ交通(株)中南信支社	支社長	二條 宏昭
3	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	塩尻地区タクシー協議会代表	代表	中沢 昌稔
4	一般旅客自動車運送事業者	辰野タクシー(株)	代表取締役	飯澤 和也
5	一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体	信州アルピコタクシー労働組合	塩尻副支部長	濱 哲也
6	市内で運行している路線バス事業者	大新東株式会社	担当	櫻井 利朗
7	住民又は利用者の代表者	大門地区区長会	会長	千葉 周一
8	住民又は利用者の代表者	塩尻東地区区長会	会長	二木 正昭
9	住民又は利用者の代表者	片丘地区区長会	会長	中野 富夫
10	住民又は利用者の代表者	広丘地区区長会	会長	酒井 正文
11	住民又は利用者の代表者	高出地区区長会	会長	小林 清人
12	住民又は利用者の代表者	吉田地区区長会	副会長	齋藤 幸男
13	住民又は利用者の代表者	洗馬地区区長会	会長	北沢 豊
14	住民又は利用者の代表者	宗賀地区区長会	会長	西窪 福男
15	住民又は利用者の代表者	北小野地区区長会	会長	神戸 嘉久
16	住民又は利用者の代表者	檜川地区区長会	会長	宮原 正
17	住民又は利用者の代表者	塩尻市友愛クラブ	会長	荻上 弘美
18	住民又は利用者の代表者	辰野町小野区	区長	小野 清高
19	学識経験者	長野工業高等専門学校	教授	柳沢 吉保
20	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局交通企画課	課長	井藤 太亮
21	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画専門官	芦澤 千恵子
22	道路管理者	国土交通省関東地方整備局 長野国道事務所	副所長	森 勝利
23	道路管理者	飯田国道事務所 木曾維持出張所	所長	石原 幸宏
24	道路管理者	松本建設事務所 維持管理課	課長	丸山 泰正
25	道路管理者	松本市 建設部維持課	課長	百瀬 信
26	道路管理者	辰野町 建設水道課	課長	宮原 利明
27	道路管理者	塩尻市 建設事業部建設課	課長	細井 良彦
28	長野県警察	塩尻警察署 交通課	課長	渡澤 竜一
29	長野県の関係行政機関の職員	長野県 企画振興部交通政策課	課長	宮島 克夫
30	長野県の関係行政機関の職員	松本地域振興局 企画振興課	課長	小林 裕之
31	市職員	塩尻市 建設事業部	部長	中野 昭彦
32	その他市長が必要と認める者	長野県バス協会	専務理事	松井 道夫
33	その他市長が必要と認める者	東日本旅客鉄道(株) 塩尻駅	駅長	小林 雅秀
34	その他市長が必要と認める者	塩尻市PTA連合会	副会長	飯島 聡
35	その他市長が必要と認める者	塩尻市社会福祉協議会	会長	西窪 道夫
36	その他市長が必要と認める者	塩尻商工会議所	会頭	中島 芳郎
37	その他市長が必要と認める者	塩尻市観光協会	会長	塩原 悟文

塩尻市地域公共交通協議会事務局

事務局長 塩尻市都市計画課長 曾根原 博

塩尻市都市計画課、経営戦略課、観光課、教育総務課、こども課、福祉課、長寿課

改正

平成25年3月25日告示第8号  
平成27年2月10日告示第5号  
平成30年3月28日告示第4号  
平成31年2月26日告示第14号

塩尻市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

**第1条** 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における公共交通の確保その他利用者の利便の増進に必要な事項について協議するため、塩尻市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運行形態及び運賃に関する事項
- (2) 市が運営する有償運送の実施及びその利用者から収受する対価に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 交通会議は、市長が主宰する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内で運行している路線バス事業者
- (2) 市内に営業所を有するタクシー事業者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省北陸信越運輸局長野運輸支局長又はその指定する職員
- (5) 市内で運行している路線バス事業者の運転者が組織する団体の代表者
- (6) 道路管理者
- (7) 塩尻警察署長又はその指定する職員
- (8) 長野県の職員
- (9) 市長の指定する職員
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は市長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認める場合は、交通会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 交通会議の庶務は、建設事業部都市計画課において処理する。

(補則)

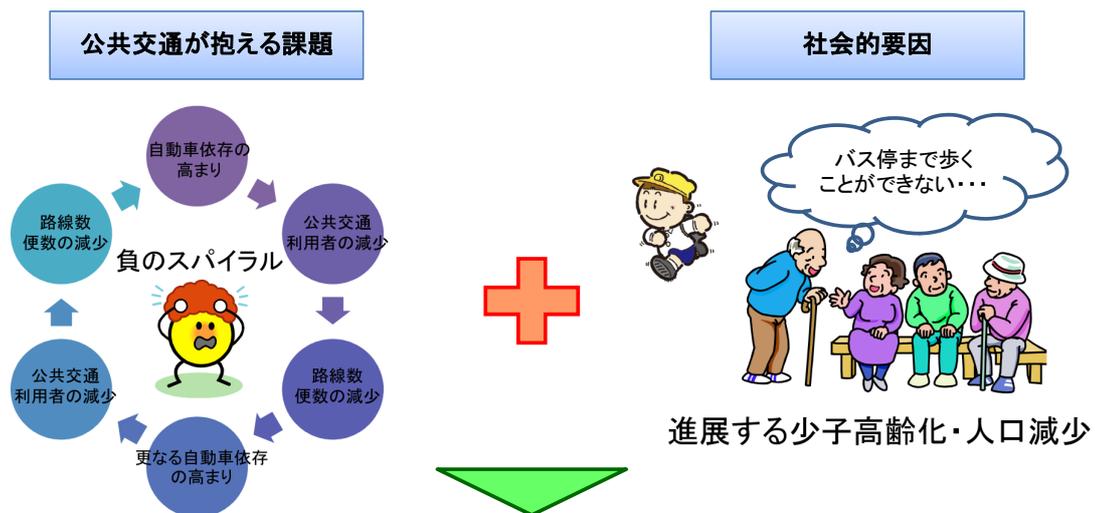
**第8条** この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

# 塩尻市地域公共交通網形成計画の策定について

塩尻市 建設事業部 都市計画課



## 地域公共交通の現状と課題



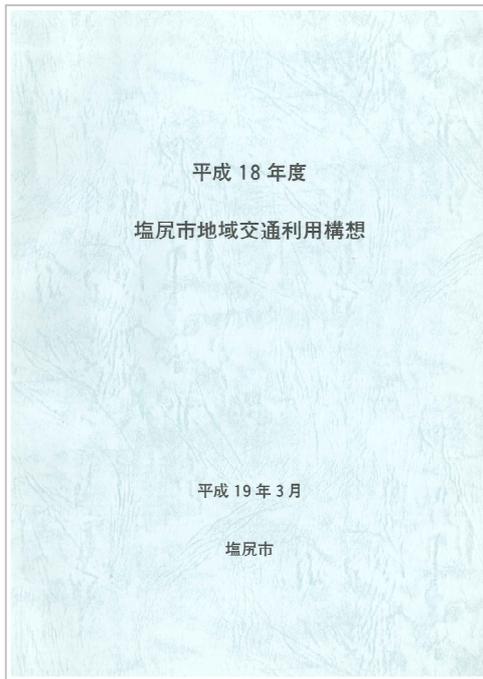
- ・少子高齢化や人口減少、マイカーの普及等の影響により、本市における公共交通利用者は平成20年の169,000人をピークに減少傾向
- ・デマンド型交通等の新たな交通形態の要望

⇒ **社会情勢の変化や多様化するニーズに応じた対応が急務**

塩尻市における公共交通に関する計画は？



# 本市におけるこれまでの交通計画



## 「塩尻市地域交通利用構想」：平成19年3月

### 計画の概要

- ・地域振興バスをメインとして、運行の効率化や、利用者ニーズへの対応を通じて、地域振興バスを地域交通の核とする計画

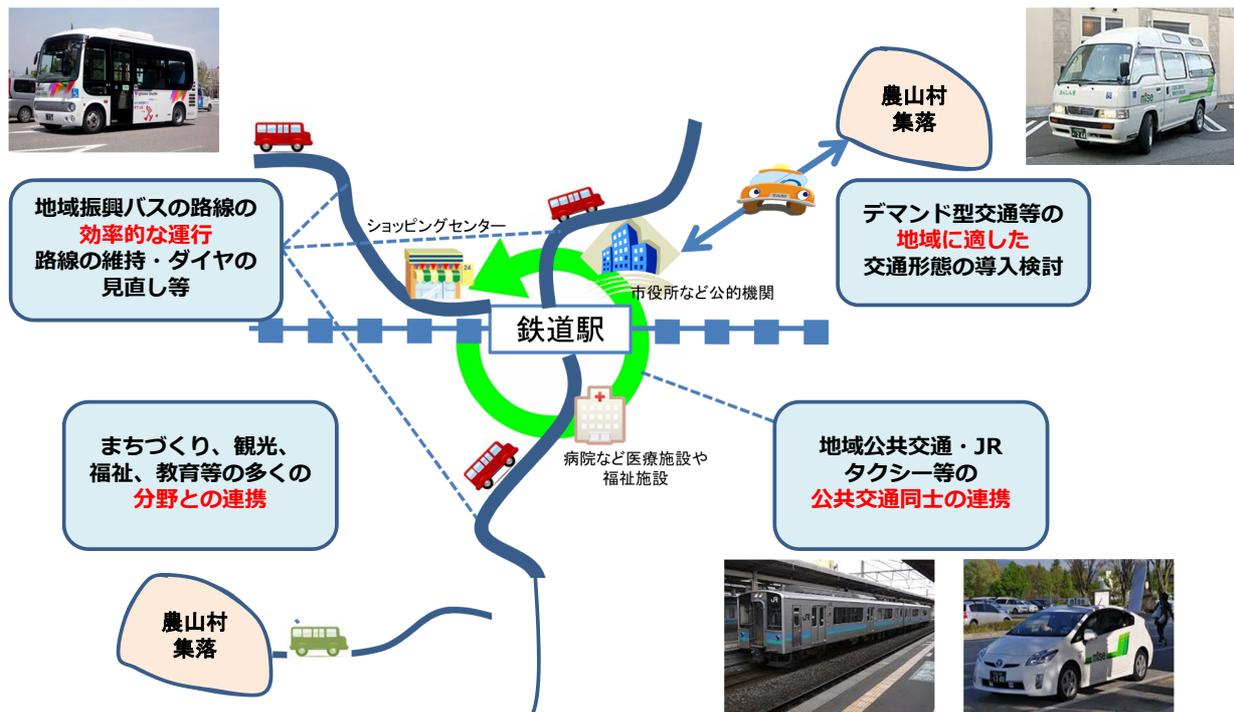
### 現行計画の課題

- ・地域振興バスに限定した計画となっており、鉄道、タクシーといった公共交通同士の連携が図られていない。
- ・デマンド交通等をはじめとする新たな交通形態の導入に向けた調査や検討がされていない。

現行計画では多様化する利用ニーズに応じた対応が困難



# 本市が目指す公共交通の方向性



公共交通全体を網羅するマスタープランの策定が必要



## 計画の位置づけ

交通政策基本法の基本理念に則り、  
①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築

国が策定  
まちづくりとの連携を明確化

基本方針

Point

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、  
地方公共団体が  
協議会を開催し策定

<現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項>

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

第五次塩尻市総合計画

調和・整合

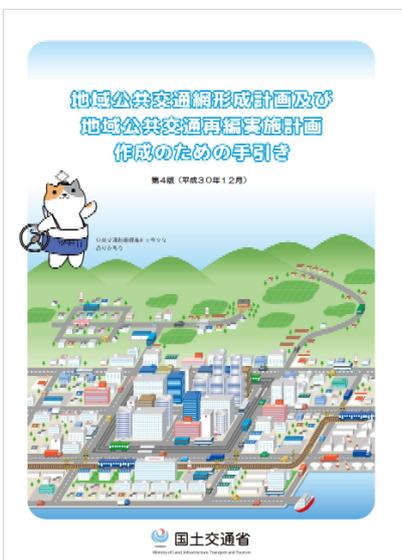
塩尻市  
地域公共交通網形成計画

塩尻市都市計画マスタープラン

塩尻市立地適正化計画

## 地域公共交通網形成計画の内容

地域公共交通網形成計画は、次の基本方針に示すとおり、まちづくりや観光振興等、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにし、それを実現するための計画を策定します。

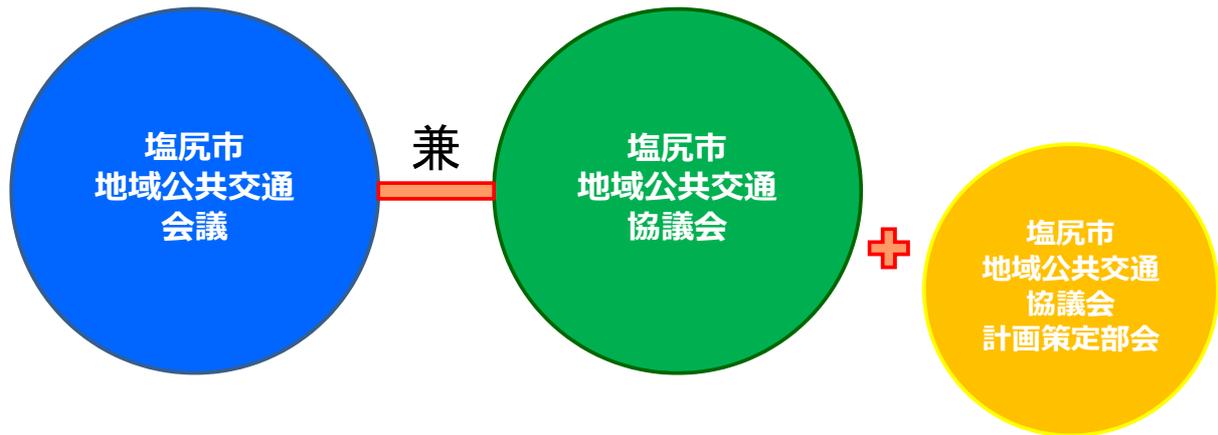


### ◆ 網形成計画で留意すべき事項（基本方針）

- 1 まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- 2 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成
- 3 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- 4 住民の協力を含む関係者の連帯
- 5 広域性の確保
- 6 具体的で可能な限り数値化した目標設定

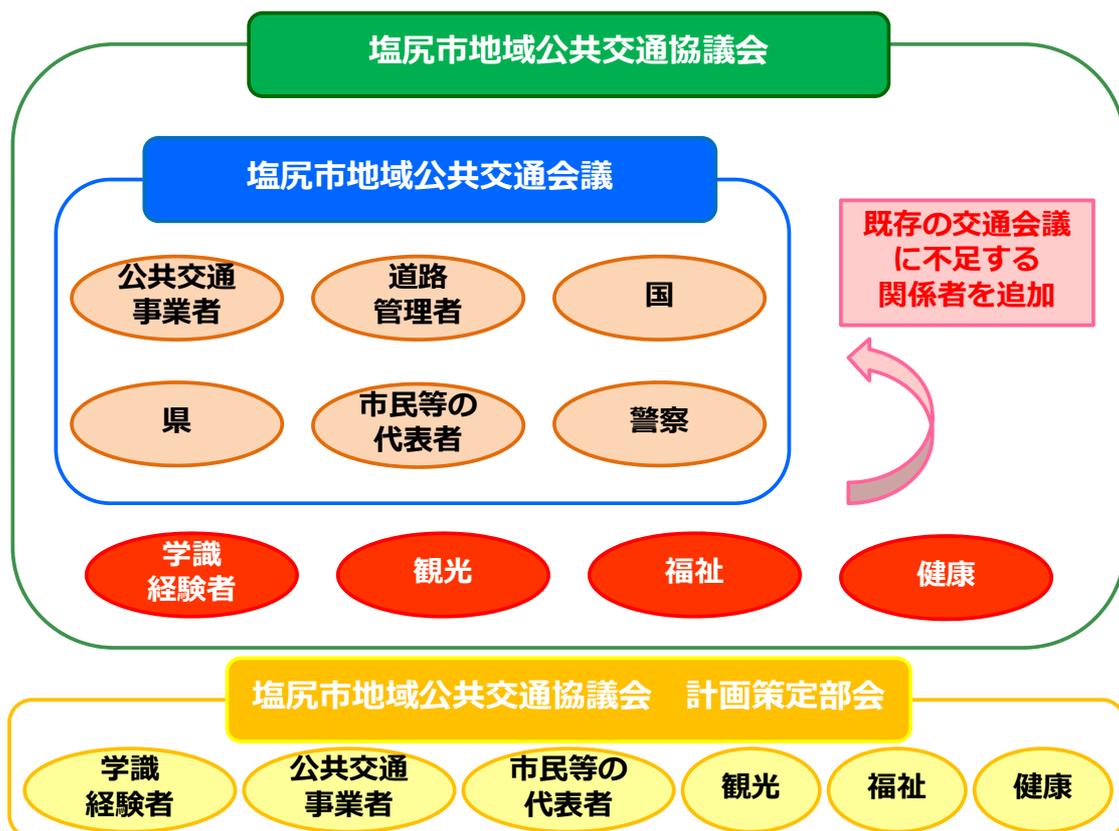


# 塩尻市地域公共交通協議会の設置



- 道路運送法を根拠とする組織
- 行政、運行事業者、市民等**30名**で組織
- 主にバス、タクシーの運行に関する内容を協議
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を根拠とする組織
- 塩尻市地域公共交通網形成計画の策定に関し必要な協議を行うための法定協議会
- 地域公共交通網形成計画の策定に関することや多様な交通モードについて協議
- 地域公共交通網形成計画の素案を作成

# 構成メンバー



## 塩尻市地域公共交通協議会規約（案）

（設置）

第1条 塩尻市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、塩尻市大門七番町3番3号塩尻市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 網形成計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 網形成計画の実施に関すること。
- (3) 網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 塩尻市長（以下「市長」という。）
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般旅客自動車運送事業者並びにその組織する団体
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 長野県警察
- (7) 道路管理者
- (8) 学識経験者
- (9) 市職員
- (10) その他市長が必要と認める者

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 会長、副会長及び監査員は、相互に兼ねることはできない。
- 4 副会長及び監査員は、委員のうちから会長が指名する。

- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監査員は、協議会の会計を監査する。
- 7 第1項第3号に掲げる監査員については、協議会の会計に係る歳入及び歳出が発生しない場合、これを置かないことができる。この場合において、第3項、第4項及び第6項の規定中、監査員に係る事項については適用しない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、塩尻市の交通施策を担当する課に置く。
- 3 会長は、前項に掲げる課のほか、網形成計画の作成及び実施に関連する課等を事務局に参加させることができる。
- 4 事務局の処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議及び運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、特別な事情があると認められる協議については、これを公開しないことができる。
- 6 会長は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面協議により議決をすることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で議決された事項については、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(議事録)

第10条 協議会の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、当日出席した委員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(部会)

第11条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(規約の変更)

第14条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(補足)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

塩尻市地域公共交通協議会事務局処務要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、塩尻市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第7条第4項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項  
（事務局に置く職及び職員）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、市の交通施策を担当する課の課長をもって充てる。

3 事務局員は、市の交通施策を担当する課の職員及び網形成計画の作成及び実施に関連する課等の職員(事務局長が必要と認める者に限る。)をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の取扱いは、塩尻市の文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管守者は、別表のとおりとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、塩尻市地域公共交通協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	様式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用する文書の 区分	個数	管守者
塩尻市地 域公共交 通協議会 長印	 <p>塩尻市地域 公共交通協 議会長之印</p>	てん	方18	会長名にて執行 する文書	1	事務局長

塩尻市地域公共交通協議会部会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、塩尻市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第11条第2項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務所）

第2条 部会は、事務所を塩尻市大門七番町3番3号塩尻市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 部会は、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

（組織）

第4条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

（部会の代表）

第5条 部会に代表を置く。

- 2 代表は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 代表は、部会員の互選により定めることとする。

（会議）

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の会長が招集し、代表が会議の議長となる。

- 2 会議は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認める場合は、部会員以外の者から資料を提出させ、又は当該会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

## 塩尻市地域公共交通協議会 部会 名簿

NO	区分	所属	役職	氏名
1	一般乗合旅客自動車運送事業者	アルピコタクシー(株)松本支社	副支社長	柳沢 賢一
2	一般旅客自動車運送事業者が組織する団体	塩尻地区タクシー協議会代表	代表	中沢 昌稔
3	市内で運行している路線バス事業者	大新東株式会社	担当	櫻井 利朗
4	住民又は利用者の代表者	塩尻市区長会	会長	北沢 豊
5	学識経験者	長野工業高等専門学校	教授	柳沢 吉保
6	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局交通企画課	課長	井藤 太亮
7	国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者	国土交通省北陸信越運輸局 長野運輸支局	首席運輸企画専門官	芦澤 千恵子
8	長野県の関係行政機関の職員	長野県 企画振興部交通政策課	課長	宮島 克夫
9	その他市長が必要と認める者	東日本旅客鉄道(株)塩尻駅	駅長	小林 雅秀
10	その他市長が必要と認める者	塩尻市PTA連合会	副会長	飯島 聡
11	その他市長が必要と認める者	塩尻市社会福祉協議会	会長	西窪 道夫
12	その他市長が必要と認める者	塩尻商工会議所	会頭	中島 芳郎
13	その他市長が必要と認める者	塩尻市観光協会	会長	塩原 悟文

### 塩尻市地域公共交通協議会事務局

事務局長 塩尻市都市計画課長 曾根原 博

塩尻市都市計画課、経営戦略課、観光課、教育総務課、こども課、福祉課、長寿課

## 塩尻市地域公共交通協議会財務要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、塩尻市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第12条第3項の規定に基づき、塩尻市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（出納の閉鎖時期）

第2条 協議会の会計年度ごとの出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖するものとする。

（予算）

第3条 協議会の予算は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、会計年度ごとに予算を調製し、協議会に諮るものとする。ただし、協議会の会計に係る歳入及び歳出が発生しない場合は、この限りでない。

（予算の補正）

第4条 会長は、会計年度の途中において、既定の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 会長は、協議会の運営又は事業の公正かつ円滑な執行に著しく支障が発生するおそれがあり、特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、補正予算を調製し、処分することができる。

3 前項の規定による処置については、会長は、直近の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

（歳入歳出予算科目）

第5条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会長は会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第6条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、事務局長の専決により行うことができるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

（予算執行）

第7条 会長は、歳入歳出予算の執行について、事務局長に専決させるものとする。

2 予算執行の手続きは、適正に処理しなければならない。

(出納員、出納及び現金等の保管)

第8条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 会長は、事務局員のうちから出納員を命じ、会計事務を委任することができる。
- 3 会計事務に携わる事務局員は、現金の出納、保管その他会計事務の手続きについて、適正に処理しなければならない。
- 4 協議会に属する現金等は、会長が指定する金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、塩尻市の財務規則の例による。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊  
(決算等)

第10条 会長は、会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監査員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 規約第4条に規定する委員及び第8条第3項に規定する委員以外の者(以下「委員等」という。)が塩尻市地域公共交通協議会の会議及び部会(以下「会議」という。)に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、申し出のあった委員等については、この限りでない。

2 委員等の報酬及び費用弁償の額及び支給方法は塩尻市の例によるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和元年6月27日から施行する。

別表（第5条関係）

(1) 歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

(2) 歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費



## 調査目的

### ◆ 市民の交通利用実態の把握

現状として、市民が様々な目的において、どの交通手段を、どのくらいの頻度で、いつ利用しているか、なぜその交通手段を利用するのか等の実態を把握。

### ◆ 市民の問題意識の確認

公共交通の方向性を検討するため、塩尻市の公共交通が抱える問題点、今後の公共交通施策のあり方に関する考え方などの問題認識を確認。

### ◆ 新たな交通形態に対するニーズの把握

高齢化の進展に伴い、各地域の特性や市民ニーズに合った交通体系のあり方などに関して具体的なニーズを把握。

## 公共交通の主な課題

## アンケートで把握したい市民ニーズ

### ○地域振興バスの更なる利便性の向上

- 地域振興バス利用者の増加に向けた運行路線や運行ダイヤの見直しが必要。
- 中心拠点の商店や病院へ容易にアクセスすることが可能となるよう地域振興バスの利便性を高める必要がある。

### □地域振興バス利用者等の移動特性・ニーズ

- バス利用者の利用頻度、行動パターン、経由地及び目的地
- 地域振興バスを利用しない、または利用できない方の理由

### ○交通弱者のモビリティ確保

- 公共交通依存度の高い交通弱者に対応した公共交通サービスの検討が必要。
- 特に高齢者が抱える課題やニーズに応じて、新たな交通形態の導入に向けた検討が必要。

### □高齢者等の利用実態・問題点

- 高齢者の日常利用する施設や、その際の利用交通手段・満足度
- 自動車の利用実態、免許返納の見通し
- 高齢者の新たな交通形態の導入に対するニーズ
- 費用負担における許容度

### ○公共交通同士の連携

- 地域振興バスのみならず、ＪＲ及びタクシー等との連携が必要。

### □ＪＲ・タクシーの利用実態・問題点

- 市民のＪＲ及びタクシー等の利用実態・満足度。
- ＪＲから地域振興バス及びタクシーに乗り換える際の課題

地域振興バス 乗車人数集計表

(単位:人)

資料NO.8

年度	4条路線										小計	自家用有償運送		小計	合計	
	4条路線											小計	槽川線			勝弦線
	片丘線	洗馬線	塩尻東線	みどり湖・東山線	宗賀線	広丘駅循環線	中心市街地循環線	塩尻北部線	北小野線	小計						
11年度	9,508	11,567	9,036	16,245	12,383	7,962					66,701			66,701		
12年度	14,057	21,094	15,330	28,438	29,144	17,289					125,352			125,352		
13年度	15,382	21,373	16,851	31,084	27,714	20,979					133,383			133,383		
14年度	15,056	21,859	17,659	31,959	29,623	22,217					138,373			138,373		
15年度	14,521	20,629	19,188	29,775	28,470	21,896					134,479			134,479		
16年度	13,029	20,279	18,779	27,238	30,037	24,309					133,671			133,671		
17年度	14,255	23,065	21,028	27,845	32,112	26,847					145,152	20,348		165,500		
18年度	13,568	21,747	21,415	26,845	29,512	25,156	3,326				141,569	22,616		164,185		
19年度	12,696	19,560	20,122	26,364	27,406	22,029	7,731	1,417			137,325	26,257	2,009	165,591		
20年度	11,937	16,733	17,848	24,730	23,805	20,770	8,070	3,876			127,769	36,129	5,491	169,389		
21年度	11,714	16,250	16,296	21,048	22,283	19,965	8,454	3,861			119,871	36,379	5,704	161,954		
22年度	12,117	15,992	16,761	16,630	19,774	17,899	7,043	6,602			112,818	38,245	5,150	156,213		
23年度	10,582	15,566	15,821	18,861	20,753	17,955	6,337	7,524			113,399	39,198	4,516	157,113		
24年度	10,177	16,346	14,783	18,970	21,219	17,568	5,956	8,571	10,624		124,214	33,884		158,098		
25年度	10,330	16,416	15,198	17,796	18,703	17,446	6,823	9,094	11,852		123,658	36,063		159,721		
26年度	10,355	17,032	15,888	17,700	18,270	16,861	6,160	9,775	11,049		123,090	34,896		157,986		
27年度	10,239	15,980	12,949	16,927	18,183	17,010	6,586	10,456	15,527		123,857	33,115		156,972		
28年度	10,445	15,461	12,286	14,911	18,268	16,649	6,287	9,836	14,537		118,680	33,531		152,211		
29年度	10,870	15,187	12,713	12,230	17,669	15,695	6,919	10,213	14,402		115,898	33,653		149,551		
30年度	9,973	15,034	12,523	9,980	13,686	13,996	6,064	13,634	15,265		110,155	32,559		142,714		
計	240,811	357,170	322,474	435,576	459,014	380,498	85,756	94,859	93,256	2,469,414	456,873	22,870	479,743	2,949,157		

これまでの乗客数ピーク時の人数

※平成11年～12年試行運行開始

※平成13年4月本格運行

※平成17年度 日祝日運行開始 (4月1日～)

※平成18年度 中心市街地循環線試行運行開始 (10月20日～)

※平成19年度 北部線、勝弦線試行運行開始、中心市街地循環線経路変更、一部路線を除き日・祝日運休 (10月1日～)

※平成20年度 片丘線、洗馬線、循環線一部改正、勝弦線バス停追加 (12月15日～)

※平成22年度 洗馬線-早朝便増便、みどり湖東山線-花公園廃止、広丘吉田線-広丘駅循環線に改名・経路変更、中心市街地循環線-5→4便、

塩尻北部線-2→3便、槽川線-一部経路変更 (4月5日～)

※平成24年度 勝弦線廃止、北小野線新設、片丘線運行経路変更、洗馬線一部経路変更、みどり湖・東山線-運行時間変更及び減便5便→4.5便、

中心市街地循環線減便-4便→3便、槽川線 (スクール併用便) 減便

※平成25年度 広丘駅循環線一部経路変更、農協ワイナリーバス停追加 (5月1日～)

※平成27年度 洗馬線、塩尻東線一部経路変更、広丘駅循環線一部経路変更、ふれあいセンター-広丘バス停追加、北小野線一部経路変更及び増便

3便→4便 (4月1日～)

※平成28年度 広丘駅循環線一部経路変更、中心市街地循環線一部経路変更、槽川線経路一部変更、回数券導入 (4月1日～)、広丘駅循環線一部

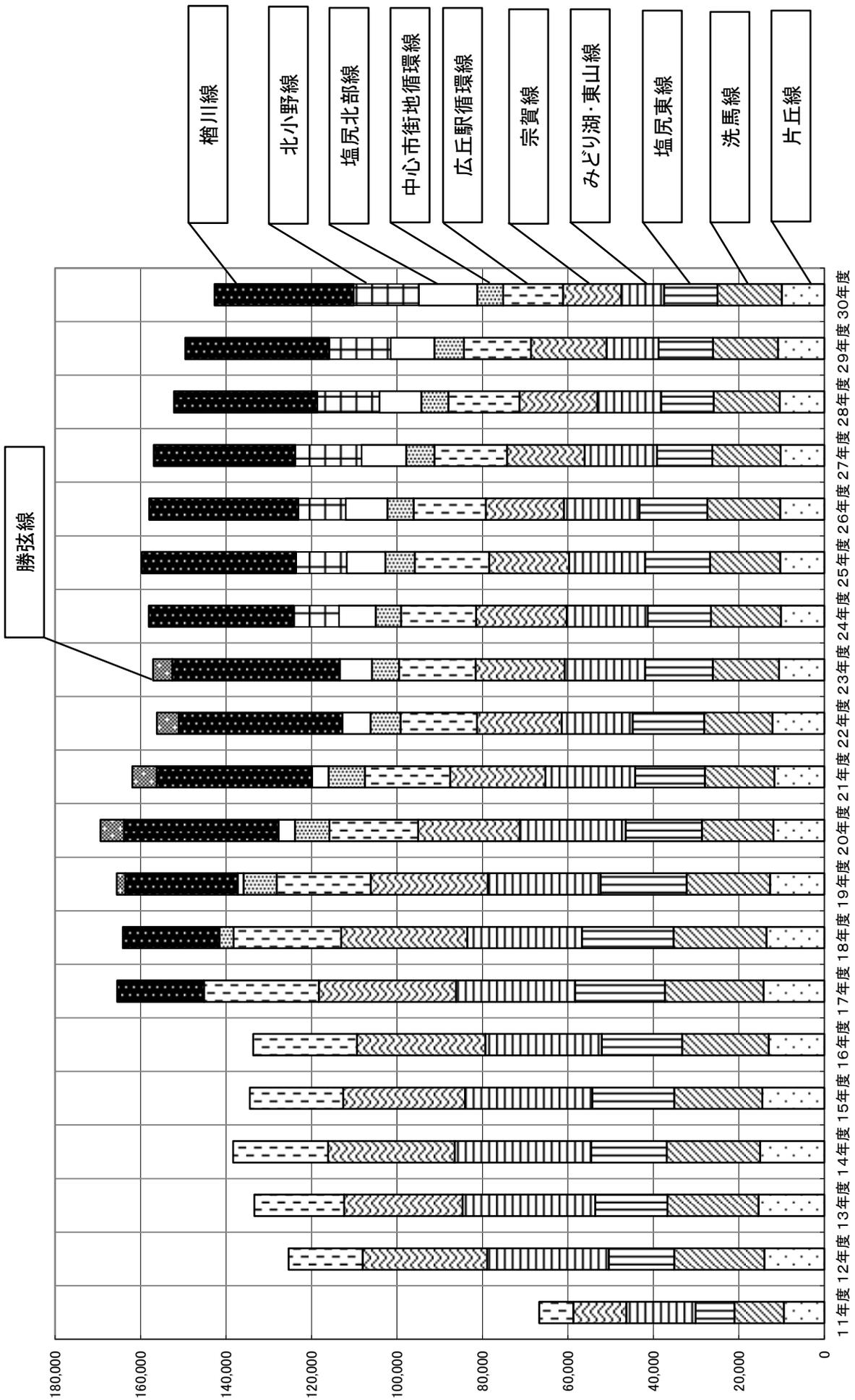
経路変更 (10月1日～)

※平成30年度 片丘線中信松本病院経由コース名称変更、一部経路変更及び一部バス停廃止、塩尻東線一部経路変更、中心市街地循環線日曜・祝日便廃止

一部経路変更、塩尻北部線増便3便→4便、槽川線予マンド便一部バス停廃止、その他軽微な時刻の変更、バス停名の置直し等

※令和元年度 みどり湖・東山線バス停名変更「みどり湖入口」→「サンサンワイナリー南」、塩尻東線新規バス停設置「みどり湖花公園」

# 年度別地域振興バス利用者数



地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援

### 補助内容

- **補助対象事業者**  
一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- **補助対象経費**  
予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額  

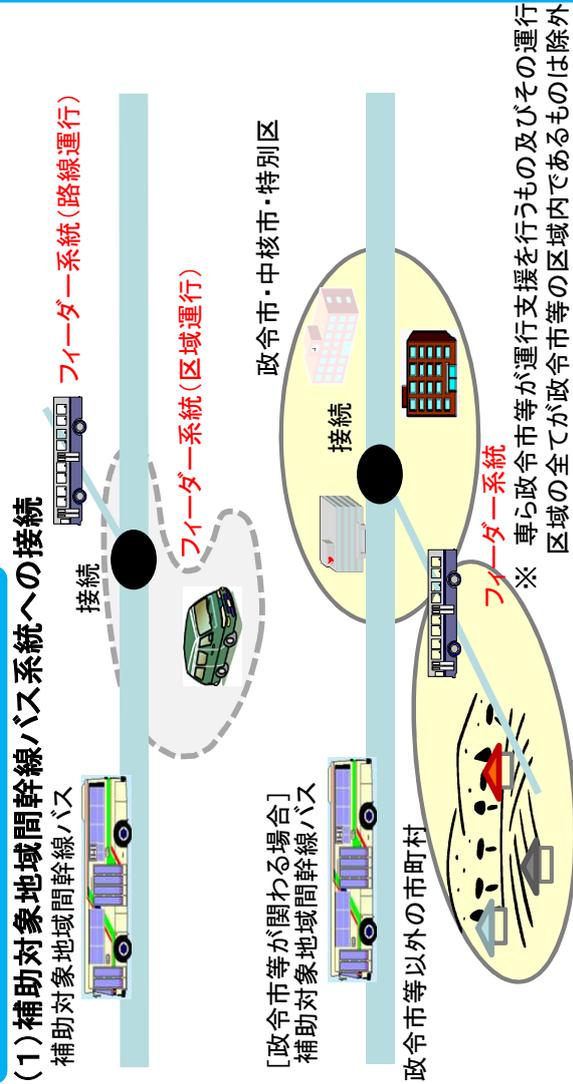
$$\text{補助対象経費} = \text{予測費用} - \text{予測収益}$$

$$\text{予測費用} = \text{補助対象経常費用見込額} - \text{欠損}$$

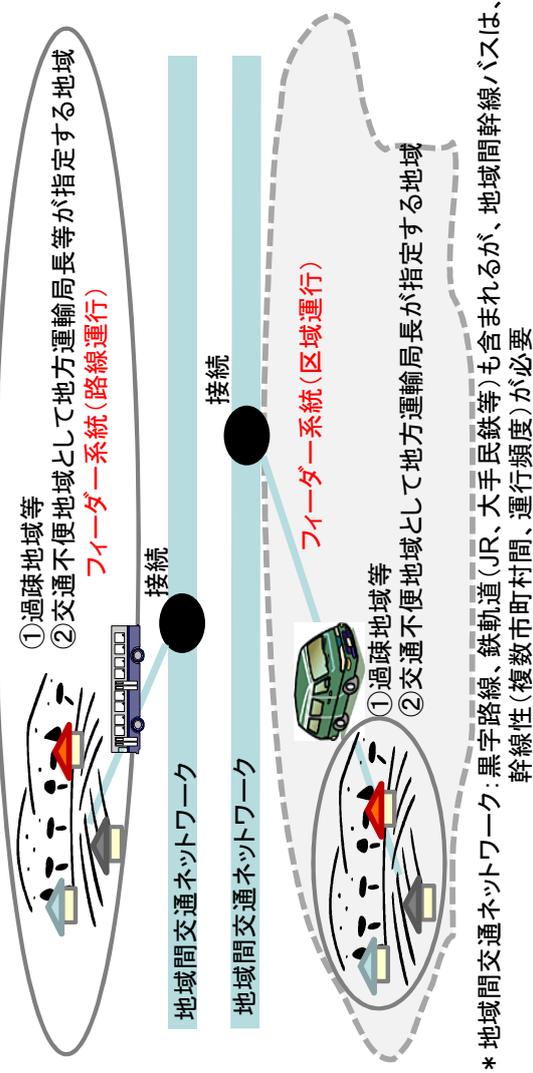
$$\text{予測収益} = \text{事業者のキロ当たり経常費用見込額} \times \text{系統毎の実車走行キロ}$$

$$\text{予測収益} = \text{系統毎のキロ当たり経常収益見込額} \times \text{系統毎の実車走行キロ}$$
- **補助率**  
1/2
- **主な補助要件**
  - ・補助対象地域間バスシステムを補完すること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
  - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を持つものであること
  - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
  - ・乗車人員が1人/1便以上であること  
(定時定路線型の場合に限る。)
  - ・経常赤字が見込まれること

### 補助対象システムのイメージ



### (2) 交通不便地域



## 生活交通確保維持改善計画（案）（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

（策定） 令和元年6月27日  
（名称） 塩尻市地域公共交通会議  
（代表者名） 議長 塩尻市長 小口 利幸 印

### 生活交通確保維持改善計画の名称

塩尻市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和2年度～令和4年度）

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

塩尻市では、民間路線バスが次々に廃止される中で、中心市街地の活性化の促進と併せ、車を運転できない高齢者等交通弱者の移動を支援する目的で平成11年から「塩尻市地域振興バス」を運行し、市民のニーズに対応するため、これまで様々な変更を加えてきた。

現在、本市が運営するコミュニティバスは、JR塩尻駅前バス乗場を中心として、放射状に公共施設や病院等を結ぶ9路線と中心市街地にある主要な公共施設や商業施設を循環する1路線の10路線で、高齢者等を中心に生活に不可欠な交通として機能している。

北小野地区（の一部）は、JR小野駅があるものの、駅から1km以上離れている集落は、振興バス路線がなければ交通不便地域となっている。

また、市街地周辺に比べ中山間地域の老年人口割合が高くなる傾向が顕著に出ており、今後、その生活支援としての交通手段の確保・維持が重要な課題となっている。

このため、勝弦線（市町村運営有償運送・平成23年度をもって廃止）に替わり、交通空白地域である北小野地区（上田、宮前、古町、勝弦）を経路に含む北小野線（平成24年度より運行開始）を運行することによって、公共交通空白地域の解消を図りながら、効率的で持続可能な地域内交通を確保・維持するとともに、JR塩尻駅及びJR小野駅（地域間交通ネットワーク）に接続することにより、広域的な移動手段を確保することを目的とする。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### （1）事業の目標

北小野線はJR塩尻駅前を起点とし、北小野地区やJR小野駅を経由する経路を1日4便運行する。（平成24年10月から本格運行、平成30年4月改正）

平成30年度事業（平成29年10月～平成30年9月）の実績として、一便あたりの平均乗車人数11.2人、利用者数15,314人と計画に位置付けられた目標値を達成したことから、更なる利用者の増加を目指し、1便当たりの乗車人数11.5人、年間利用者数15,500人を目標とする。

## (2) 事業の効果

当該路線を維持することにより、交通空白地域が解消され、高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保されるとともに、地域間交通ネットワークとの接続により、広域的な移動手段が確保される。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域振興バス全路線の運行経路図及び運行時刻表の作成・配布
- ・利用状況を分析するとともに、利用者アンケート等を参考に利便性向上につながる施策や運行経路、ダイヤの見直しを行う。
- ・実施主体については、塩尻市地域公共交通会議。
- ・高齢者運転免許証自主返納支援事業による公共交通の利用促進
- ・「塩尻市地域公共交通網形成計画」の検討

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

- ・運行系統の概要及び運行事業者

運行系統名	北小野線
系統区間	<p>【通常運行時】</p> <p>(勝弦先廻り) 塩尻駅前～塩尻東保育園前～チロルの森前～勝弦詰所前～小野駅～憑生鮮食品館前～塩尻東保育園前～塩尻駅前</p> <p>(古町先廻り) 塩尻駅前～塩尻東保育園前～憑生鮮食品館前～小野駅～勝弦詰所前～チロルの森前～塩尻東保育園前～塩尻駅前</p> <p>【冬期迂回時】</p> <p>(勝弦先廻り) 塩尻駅前～塩尻東保育園前～勝弦詰所前～小野駅～憑生鮮食品館前～塩尻東保育園前～塩尻駅前</p> <p>(古町先廻り) 塩尻駅前～塩尻東保育園前～憑生鮮食品館前～小野駅～勝弦詰所前～塩尻東保育園前～塩尻駅前</p>
便数/日	4便
運行事業者	アルピコタクシー (株)

- ・運行経路図及び運行時刻表を添付
- ・運行予定者

運行予定者であるアルピコタクシー (株) (平成28年4月、信州アルピコタクシー (株) と合併) は、平成26年10月1日にアルピコ交通 (株) から当該路線を引き継いで運行を開始したが、バス営業所、車両、乗務員等一式を引き継ぎ、過去に当該地域を運行経路に含む路線バスを運行していたことから当該地区の地域特性 (冬期間における降雪・積雪時の安全輸送や緊急時に対する代替ルートなどの道路網を熟知) に対し技術・知識を有している。

また、既存の塩尻市地域振興バスを運行しているため、現有車両による効率的運用ができることや地場産業の育成支援等の内容を総合的に検討し、協議会での協議を経て決定した。

<p><b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b></p> <p>塩尻市から運行事業者への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p><b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b></p> <p>アルピコタクシー(株)</p>
<p><b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b>  <b>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b></p> <p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p><b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b>  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p> <p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p><b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b>  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p> <p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p><b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b>  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p> <p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p><b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b>  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p> <p>(該当しないため、記載なし)</p>

<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者<b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(該当しないため、記載なし)</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(該当しないため、記載なし)</p>

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

第13回 平成28年1月21日（平成27年度 第2回）

- ・生活交通確保維持改善計画（H29～31）について協議、承認
- ・平成27年度事業評価について協議、承認

平成28年3月11日付け27地第187号書面審議

・生活交通確保維持改善計画（H28～30）の変更（運行事業者）について協議、承認  
第14回 平成28年6月23日（平成28年度 第1回）

・生活交通確保維持改善計画（H29～31）の変更（運行事業者）について協議、承認  
平成29年1月6日付け28地第140号書面審議

- ・平成28年度事業評価について協議、承認

第15回 平成29年6月26日（平成29年度 第1回）

- ・生活交通確保維持改善計画（H30～32）について協議、承認

第16回 平成30年1月10日（平成29年度 第2回）

- ・平成29年度事業評価について協議、承認

第17回 平成30年6月19日（平成30年度 第1回）

- ・生活交通確保維持改善計画（H31～33）について協議、承認

第18回 平成31年2月5日（平成30年度 第2回）

- ・平成30年度事業評価について協議、承認

## 18. 利用者等の意見の反映状況

塩尻市地域公共交通会議の構成員に、住民または利用者代表として「塩尻市友愛クラブ(老人クラブ)連合会」「市内及び経路内11地区の区長」等の代表者に委嘱をしている。  
また、地区懇談会や社内アンケート調査等により意見を収集し、塩尻市地域公共交通会議において検討、反映している。

## 19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県企画振興部交通政策課 松本地域振興局企画振興課
関係市区町村	松本市建設部維持課 辰野町建設水道課
交通事業者・交通施設管理者等	アルピコタクシー(株)、大新東株式会社、塩尻地区タクシー協議会、長野県バス協会、東日本旅客鉄道(株)、長野国道事務所、飯田国道事務所 木曾維持出張所、長野県松本建設事務所、長野県塩尻警察署
運輸局及び地方運輸局	北陸信越運輸局、長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	塩尻市友愛クラブ連合会、市内各地区区長会長（全10地区） 辰野町小野区長、アルピコ交通(株)、辰野タクシー(株)、信州アルピコタクシー労働組合、学識経験者、塩尻市PTA連合会、塩尻市社会福祉協議会、塩尻商工会議所、塩尻市観光協会

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野県塩尻市大門七番町3番3号

(所 属) 塩尻市建設事業部都市計画課計画係

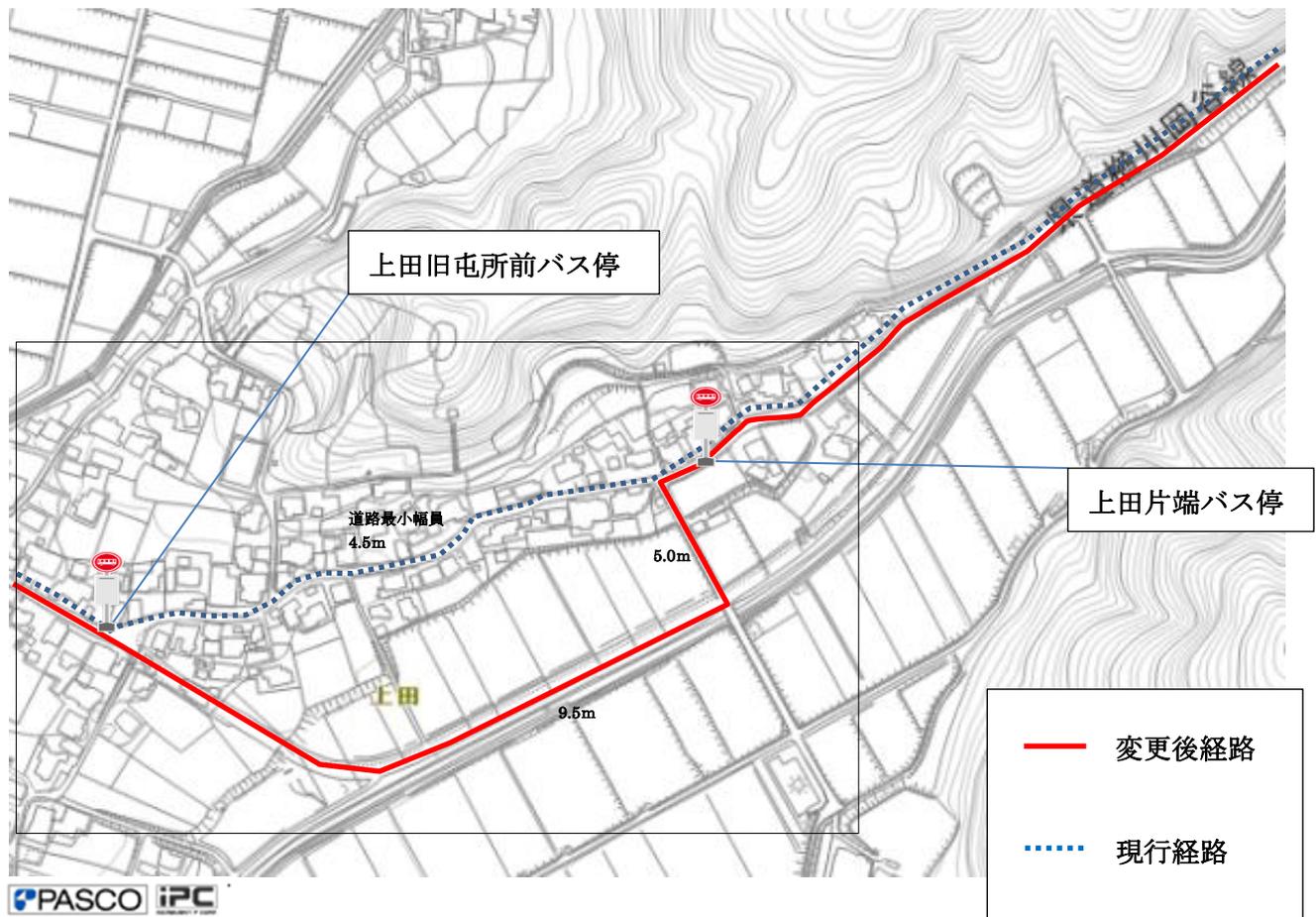
(氏 名) 太田 貴也

(電 話) 0263-52-0280 (内線 1152)

(e-mail) toshi@city.shiojiri.lg.jp

地域振興バス運行経路の一部変更(案)について

- 1 対象路線
  - ・北小野線
- 2 変更理由
  - (1) 運行事業者であるアルピコタクシー株式会社からの要望によるもの。
  - (2) 現行経路は、道路幅員も狭いことから一般車両とのすれ違いの際、バスが後退せざるを得ない場合が多々あり、危険なため。
- 3 検討内容
  - ・現行の青い点線経路から、南側に開通したバイパス(県道檜川岡谷線)の赤い経路に変更をする。



地域振興バス運行経路の一部変更(案)について

1 対象路線

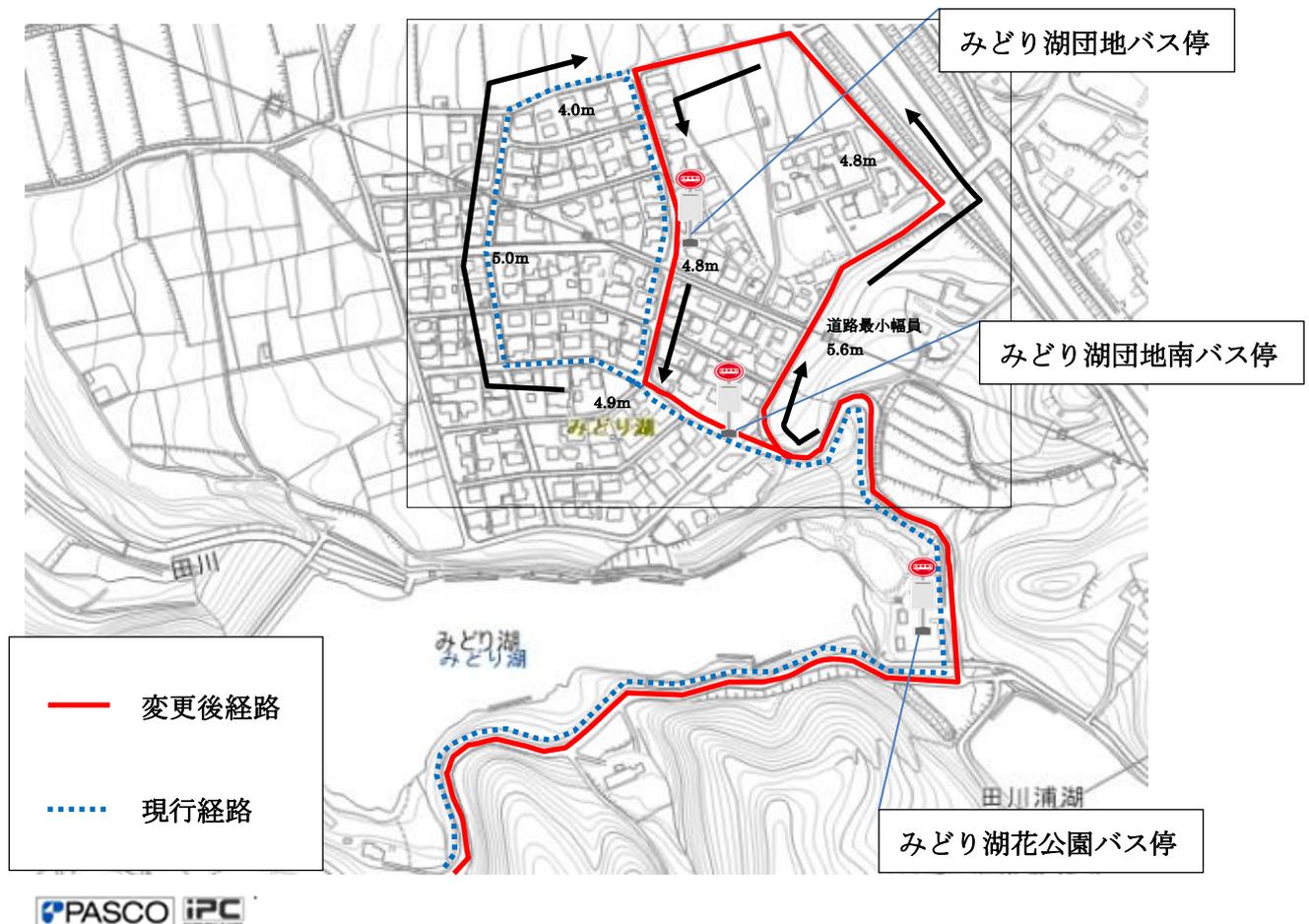
- ・塩尻東線

2 変更理由

- (1) 運行事業者であるアルピコタクシー株式会社からの要望によるもの。
- (2) 現行経路は、道路幅員が狭く一般車両とのすれ違いが困難。また、冬期降雪時は除雪が遅れる場合があり、スリップ事故の危険性がある。

3 検討内容

- ・現行の青い点線経路から、道路幅員が広く除雪も優先的に実施される赤い経路に変更をする。



地域振興バス運行経路の一部変更(案)について

1 対象路線

- ・ 中心市街地循環線 (西廻り)

2 変更理由

- (1) 運行事業者であるアルピコタクシー株式会社からの要望によるもの。
- (2) 現行経路は、道路幅員が約3.0mと狭く、一般車両とのすれ違いが困難。大学に通学されている生徒の通学路でもあり、安全性の確保がされていない。

3 検討内容

- ・ 現行の青い点線経路から、道路幅員が広く安全性が確保できる赤い経路に変更する。

